関係各位

一般 外国為替貿易研究会

タリバーン関係者等に対する国連安保理決議に 基づく資産凍結等の措置の対象の一部改正

外務省告示第385号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十年外務省告示第三百三十七号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十年十一月十九日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号 4 (b)、第千三百三十三号 8 (c)、第千三百九十号 2 (a)、第千九百八十八号 1 (a)、第千九百八十九号 1 (a)、第二千二百五十三号 2 (a)及び第二千二百五十五号 1 (a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成30年12月14日

外務大臣 河野 太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応する ものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改	正	前
(別表)	(別表)			
1. ~771. [略]	1. ~771. [同	[左]		
772. ハッジ・アブド・アル・ナシル (別名:(a)ハッ	[号を加える。]]		
ジ・アブデルナーセル (b)ハッジ・アブド・ア				
ル・ナスル (c)タハ・アル・フウェイト)				
HAJJI 'ABD AL-NASIR (a.k.a. : (a)Hajji				
Abdelnasser (b)Hajji Abd al-Nasr (c)Taha al-				
Khuwayt)				
称号:不明				
役職:不明				
生年月日:1965 年から 1969 年の間				
出生地:Tall 'Afar, Iraq				
国籍:イラク				
旅券番号:不明				
I D番号:不明				
住所:シリア・アラブ共和国				

国連制裁委員会による指定日:2018年11月19日 その他の情報:シリア・アラブ共和国における ISIL の軍事リーダー及び ISIL の活動に管理統 制を及ぼす ISIL 弁務官委員会の議長。同人に 対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxx

備考 表中の[]の記載は注記である。

- 研究会から -

今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計513個人・団体となりました。